

平成 30 年 6 月 26 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380068

研究課題名(和文) 冷戦期アメリカにおける国際法学

研究課題名(英文) US International Lawyers in Cold War years

研究代表者

篠原 初枝 (Shinohara, Hatsue)

早稲田大学・国際学術院(アジア太平洋研究科)・教授

研究者番号：30257274

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：これまで当研究者は、戦間期のアメリカ国際法学者について研究してきたが、今回の研究では、Quincy Wright, Manley O. Hudson, Charles G. Fenwick などが、冷戦期にどのような国際法学の議論を展開したかを研究の対象とした。冷戦の進展とともに、戦間期国際法学者の間には分裂がみられるようになっていた。

Empire and International Law と題された国際研究プロジェクトに参加し、会議で発表するとともに、英語の編著に一章を寄稿した。

研究成果の概要(英文)：The research supported by this fund aimed to explore the discussions and thoughts of American international lawyers, such as Quincy Wright, Manley O. Hudson and Charles G. Fenwick. As the tension between the US and the Soviet Union intensified, those international lawyers engaged in active debates over what kind of policy the country should take in accordance with international law.

This researcher participated in an international research project headed by Prof. Martti Koskenniemi of Helsinki University, and final outcome was published as a chapter of a book entitled as International Law and Empire.

研究分野：国際法

キーワード：国際法学 冷戦 アメリカ外交 クインシー・ライト

### 1. 研究開始当初の背景

研究者はこれまで、国際法学者の歴史的研究に携わり、下記のような研究を発表してきた。篠原初枝「国際法学者・学説の役割 戦争違法化を事例として」『国際法外交雑誌』第106巻第3号(2007年11月)

Hatsue Shinohara, *US International Lawyers in the Interwar Years: A Forgotten Crusade* (Cambridge UK: Cambridge University, 2012)

これらの研究は、戦間期におけるアメリカ国際法学者を対象としていたため、これまでの研究を戦後へと発展させることがこの研究の背景である。

具体的には、2013年4月、研究者は、University of Helsinki の Martti Koskenniemi 教授がリーダーとなる研究プロジェクト、“Empire and International Law”に参加し、そのワークショップで“From Collective Security to a Just War Theory?: American Discourse”という発表を行い、また、「国際法学から国際政治学理論へー1930年代後半から1950年代のアメリカ学界」という論文を学会誌『国際政治』175号(2013年3月)に執筆したことで、戦後への研究関心を発展させ形にしてきた。

### 2. 研究の目的

冷戦期アメリカにおいて、どのような国際法学者が、いかなる国際法学学説を展開していたかについて、評伝的アプローチによって、国際法学者の社会的位相と思想的文脈を明らかにすることで、アメリカの冷戦政策に国際法学者および国際法学がどのような意味合いを持ち、影響を有していたかを探求する。また、戦後において国際法学の在り方が、戦間期とは異なる位相を見せていたか、すなわち、戦間期には国際法学が国際関係論にとって重要な分野であったが、戦後にも同じような学問的發展を見せたかを検討する。

### 3. 研究の方法

研究者の研究は、国際法学者および国際法学の歴史的研究であるので、一次資料、主としてアメリカ国際法学会年次大会での議論や、国際法学者が記した著作や論文を収集し、彼らの議論を、考察し検証する。

### 4. 研究成果

国際法学史の世界的権威といえる Helsinki University の Prof. Martti Koskenniemi をリーダーとする“International Law and Empire”のプロジェクトに参加できたことで、海外の研究者からのフィードバックも得て、英語での論文を記し、英語の著作に一章を寄稿することができた。主たる内容は以下の通りである。

#### 1) アメリカ国際法学と政策決定者

冷戦初期においてアメリカ国際法学会とア

メリカの政策決定者の間には、戦間期のような関係は依然として築かれていた。たとえば、アチソン(George Acheson)やダレス(John Foster Dulles)といった政府の要職にある人物がアメリカ国際法学会の年次大会に招かれていた。しかしながら、戦間期におけるスティムソン(Henry L. Stimson)やハル(Cordell Hull)とは異なり、戦後において政府関係者は国際法の重要性を語るといったことはせずに、むしろ彼らのスピーチからは、「国防」、「安全保障」といった用語がよく用いられるようになっていた。このような点から、国際法の重要性について政策決定者の認識が戦間期とは異なることがわかった。

#### 2) 新たなる世代の台頭

1947年アメリカ国際法学会では戦後アメリカ国際法学界で一時代を築くイェール大学マクドーガル(Myers S. McDougal)が自分はこの会合に初めて参加したと述べ、華やかなデビューを飾った。マクドーガルは、国際法学会での議論を聞いて、自分はショックを受け幻滅したと発言し、国際法学があまりにも形式主義に走り、法定立の背後にある政治的権力を考慮していないと、既存の国際法学を批判した。彼は、たとえば不承認主義などの議論は、権力者が一定の結果を得ようとして用いていると述べた。マクドーガルの発言は他参加者に大きな刺激を与え、こともあろうかライトの教え子もライト批判に加わりマクドーガルを支持し、ライトを代表とする自分たちの教師の世代はソ連の国際法に対する態度について誤った認識を抱いているようだと言った。こういった批判に対し、ライト自身は、マクドーガルは法を誰かの価値観の執行形態」としか考えていないと反論した。均質ではなく異質な世界において、普遍的価値観を育てるのは時間がかかる、それゆえ学者による法典化プロジェクトのような試みが必要なのであるとライトは反論した。

また、この年次大会では、米ソ対立が生じつつあるという認識が広まりつつあった。国連創設に関与したイーグルトン(Clyde Eagleton)は、国連加盟諸国の実行を見る限り国際法を尊重していないと嘆き、アメリカは、ギリシャとトルコへの政策に対し、国連を重んじていないと論じた。この学会が開催されたひと月前の1947年3月、トルーマン宣言が発表され、アメリカ政府は徐々に対ソ封じ込め政策を形成しつつあったのである。

#### 2) 戦間期改革派国際法学者の分裂

戦間期に同じような意図をもって「新しい国際法学」を主張した国際法学者のなかに亀裂や分断がみられるようになっていた。たとえば、1950年のアメリカ国際法学会年次大会では、ライトの盟友といえたフェンウィックがライトを名指して批判した。ライ

トの国際法への立場は国連を擁護する立場に立脚しているが、冷戦が発展する状況で重要なことは、もっと大事な思想上の対立であると論じた。アメリカが依拠するキリスト教を基盤とする政治システムは、ソ連の共産主義よりも優れたものであることを考えなければならないと主張したのである。これに対してライトは、ソ連の台頭を考えるうえでも慎重な態度が必要であると論じた。ライトは、国際法は一定の共通価値に基づいた国際社会(World Society)をめざすべきなのか、あるいは、文化や真実の点で異なるスタンダードを有する領域主体と共存することを目的とするべきなのか考えるべきだと論じた。

朝鮮戦争における国連の対応について、ライトはそのコスト、人命の犠牲を考えると手放しでの成功とはいえず、また国連軍の指揮をマッカーサーに一任したことには問題があると指摘した。他方で、長期的には国連による「集団安全保障」の試みを強化するものだとして評価してした。フェンウィックは他方で、国連よりも、たとえば、ラテンアメリカ情勢を考えるならば、アメリカの覇権的地位による秩序安定が望ましいと論じた。

1956年はアメリカ国際法学会の50周年にあたる年であったが、この時ライトは同学会の会長となった。彼の会長演説は、国際法の発展を評価するものであったが、他方で、現状では、政治が法の執行を難しくしているとも指摘してした。

1950年代、ハドソン、フェンウィック、ライトらの戦間期「改革派」国際法学者は、それぞれがアメリカ国際法学会の会長を務めるなど、活動を続けていたが、冷戦という予期せぬ状況の発展は、彼らの中に分裂と混乱をもたらした。

#### 4) キューバ危機

上記のような国際法に対する立場の違いを決定的にしたのは、キューバ危機であった。1963年4月に開催されたアメリカ国際法学会では、アメリカ国務省の法律顧問を務めたチェイス(Abraham Chayes)はアメリカ政府がとったキューバに対する海上封鎖措置はそもそも政治的な問題であり、法の適用範囲外だと主張した。前国務長官であったアチソン(Dean Acheson)もキューバ危機は「法的問題ではない」と主張した。これに対し、ライトは、アメリカ政府が1962年10月にとったキューバに対する海上封鎖政策は、紛争を平和的に解決するという国際連合憲章に違反するものであると批判的な意見を述べた。この場でもフェンウィックは、ライトを批判し、マクドゥーガルを支持し、アメリカのキューバに対する政策は「自衛」の明確な事例であると論じた。

この頃までには、ライトは、キューバへの海上封鎖、スエズ危機、ハンガリー問題などにおける大国の国際法への態度が問題であると認識するようになっていた。ライトは満

州事変の歴史的事例を持ち出し、大国による一方的な自衛という主張に国際的統制が必要であるとも主張した。

#### 5) 国際法学と国際政治学の分離

国際関係論の重要性について認識が高まる中、ライトは1948年から49年までアメリカ政治学会会長を務め、1949年12月、「政治学と世界の安定」という会長演説を行った。ライトは、政治とは価値の実現に他ならず、その価値を実現する方法は人間の尊厳にかなうものでなければならないと主張する。応用科学たる政治学は「緊張・闘争・紛争などの集団行動の側面を予測する定式を求めべき」だが、価値の側面を捨象できるものではなく、物理学や生物学のような純粋科学とは本質的に異なると論じた。政治的状況は非常に複雑でその一般化は困難であるから、政治学者は一般化に内在する価値がどのような影響力を持つか考えるべきであり、科学者は人間の価値から距離を置いて客観的な判断をできるという自然科学の客観性は、政治学には不可能であると論じた。

また、政治学者の責任についても論じ、国務省や国防総省は政治学者の助言を求めアメリカがソ連に勝つことをめざすかもしれない、自分もアメリカが負けることは欲しない、しかしながら、政治学者として、国家が歩み寄る可能性とその具体策を提示する必要はないのかと問いかける。米ソ対立についても、社会レベルに目を向けるのであるならば相互理解の可能性はあり、政治学者はよい社会を作る上での組織やコミュニケーションの重要性を認識すべきである。そして、世界人権宣言の文言が抽象的にせよ人類の共通性を体現する部分はあるはずだと問いかけた。多様で複雑な世界の情勢を理解するためには忍耐強い学習が必要であり、政治学は、心理学・社会学・経済学・地理学・人類学・法学といった他分野との連携が必要であり、これらすべての学問が統合される形で、新しい学問分野である国際関係論を生み出していくが、国際関係論の中心は政治学であると述べ、この会長演説を締めくくった。

このように、国際関係論が独立学問分野といえるのか、また国際政治学における理論とはどのようなものかという議論がなされていた中で、ライトは、『国際関係論の研究』という一般書を1955年に出版している。この序文でライトは、自分がこれまでどのようにして国際関係論という科目とかがわってきたかを振り返り、戦前からカーネギー財団が支援してきた「国際法および関連科目教育者会議」、国際連盟知的協力委員会の試み、またそれが戦後ユネスコの試みにつながったことにも触れている。自分の「国際政治学」という言葉の用い方が批判されていることも自覚し、一部には政

治学部で扱うものに限定するという見方もあるが、自分は他の学問分野も包摂するのが国際関係論であると考えて主張する。

その一方で、1963年のアメリカ国際法学会では、国際関係論がより「科学的」であるべきだという主張が強まっていた。このときのパネルではアメリカの大学教育、特に政治学部において国際法学の教育が相対的に低下していると指摘されていた。このセッションに参加したハーヴァード大学のホフマン教授(Stanley Hoffman)は国際法学教育が相対的に低下していることについて、4つの要因をあげて説明している。

1. 国際政治において国際法を適用する妥当性が低下していること、2. 国際法学を教える伝統的な教育方法に対して懐疑的な見方が強まっていること、3. 国際法学者自身が国際法に対する懐疑的な見方を有していること、4. 社会科学の一般的傾向において「科学的」志向が強まっていることをあげた。さらには、国際関係論が国際法学という学問体系を重視せずに発展することは間違いで会えるとも指摘した。

#### 6) 結語

戦間期に国際法学の改革を目指した国際法学者のなかに冷戦期に分裂がみられたことは興味深い史的な事実といえる。また、ライトが冷戦期にあっても態度を変えなかったことは特筆に値する。今後は、ヴェトナム戦争期における国際法学の研究を進めていきたいと考える。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 2 件)

Hatsue Shinohara, "Drift towards an Empire?" April 8 2014, Conference on International Law and Empire, Finland Institute in Berlin, Germany

Hatsue Shinohara, "International Norm Change: Ourlawry of war in the interwar years." November 14, 2016, Fred Halliday Memorial Lecture, London School of Economics, London

〔図書〕(計 1 件)

Hatsue Shinohara, "Drift towards an Empire? The Trajectory of American Reformers in the Cold War," in Martti Koskenniemi, Walter Rech, and Manuel Jiménez Fonseca, eds., *International Law and Empire: Historical Exploration* (Oxford: Oxford University Press, 2017), pp. 314-335.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

篠原 初枝 (Shinohara, Hatsue)

早稲田大学・国際学術院(アジア太平洋研究科)・教授

研究者番号: 30257274

(2)研究分担者

( )

研究者番号:

(3)連携研究者

( )

研究者番号:

(4)研究協力者

( )